

測量・設計業務に係る最低制限価格の運用について

平成18年12月

1. 最低制限価格の設定について

地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第55号)が平成14年3月25日に公布・施行されたことを受けて、三重県会計規則運用方針が平成14年4月1日から改正され、最低制限価格制度の対象となる契約の範囲を、測量・設計業務を含めた全ての請負契約にまで拡大された。

このため、測量・設計業務の委託契約については、人件費の占める割合が高く、著しく低い価格で落札した場合には、ダンピングのおそれが高く、また、契約内容の適正な履行が確保されないおそれも高くなること、このような場合に業者が契約期間の途中で契約の履行を放棄したときには、その結果として、発注機関の円滑な業務の遂行が妨げられ不測の損害を被ることになりかねないこと、さらに、ダンピングによって、入札制度が主旨とするところの健全な競争を阻害することも考えられることなどを踏まえ、当該業務を最低制限価格制度の対象とし**最低制限価格は予定価格の4/5～2/3の範囲内で下記の考え方により算定される「業務委託に伴い最低限必要な費用(P)」として運用することとする。**

但し、下記の考え方に基づき算定された金額が予定価格の2/3を下回る時は2/3、4/5を上回る時は4/5とし、最低制限価格入札書比較価格算出の際の端数処理については、P/1.05値の万円未満を切り捨て、2/3で設定する場合のみ切り上げとする。

なお、最低制限価格算定に用いる各係数等については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、業務の難易度、規模、地域性等を踏まえ設定するものとする。

業務委託に伴い最低限必要な費用：P

2. 測量業務の最低制限価格

$$P = (\text{直接測量費} \times 0.9 + \text{諸経費} \times 0.4) \times 1.05$$

但し 諸経費 = 間接測量費 + 一般管理費等

3. 設計業務・用地調査業務・工損調査業務の最低制限価格(建築設計業務は除く)

$$P = (\text{直接業務費} \times \text{補正係数} + \text{諸経費} \times 0.45 + \text{技術経費} \times \text{値}) \times 1.05$$

但し 諸経費 = 業務管理費 + 一般管理費等

補正係数、値

		(区 分)	(値)
値	直接業務費	1,000万円未満	0.90
		1,000万円以上	0.85
値	業務区分	簡易な設計業務	0.85
		標準的な設計業務	0.90
		高度な設計業務	0.95
		難度の高い設計業務	0.95
		用地調査業務	0.90
		工損調査業務	0.95

注1) 測量、設計業務委託を合冊のうえ発注する場合は、各々の業務に伴い最低限必要な費用を合算した金額を最低制限価格とする。

注2) 建築設計業務については、別途策定する。

この運用基準は平成15年4月1日の指名審査会に諮る委託業務から適用する。

この運用基準は平成16年4月1日の指名審査会に諮る委託業務から適用する。

この運用基準は平成19年1月1日以降、公告・公募、指名通知(指名競争入札)にかかる対象工事から適用する。